

第4集の1

根室地方の鮭鱒ふ化事業沿革

末 武 敏 夫

明治23年(1890)根室漁業組合によって釧路国川上郡虹別村に設立された「西別孵化場」は明治36年(1903)根室外二郡水産組合の経営するところとなりさらに明治40年(1907)には建物その他施設一切を道庁に寄付し、北海道水産試験場所属の西別分場となった。

これより先、明治34年12月、漁撈、製造、養殖に関する試験および調査の目的を以って地方費により、北海道水産試験場が設立され、明治21年(1888)設立されていた千歳孵化場は、明治35年(1902)地方費に移管され、北海道水産試験場千歳分場となっていた。

西別孵化場が北海道水産試験場に所属するようになったいきさつについてはよく判らないが、道会において、地方費支弁により実施することが強調され、千歳孵化場に相継ぐ施設と条件を具備しているために移管が容易に進められたものと思われる。

1. 初年度概況

組合経営に終止符が打たれ4月1日付

北海道水産試験場西別分場となったが、新しい主任が赴任するまでの場員は、古沢鴻三 明治35年根室外二郡水産組合経営時代からの主任で、4月1日付で道庁技手に任ぜられ8級俸、後根室外四郡水産組合、根室鮭鱒養殖水産組合の書記となり、昭和8年2月18日逝去。

伊藤政治 4月1日付技術員月俸18円となり、明治42年千歳分場に転任、間もなく尻別孵化場主任となった。

平岡峯吉 明治5年生れ、組合経営時代の明治30年から勤務しており、6月1日から定夫として日給55銭で採用になったが病気のため同月末日で退職し、釧路へ転出した。

緑川清祐 いつごろから勤務していた人が判らないが、7月中臨時人夫として採用されており、以後不明。

以上の人たちで、他に旧土人が臨時に雇用されていた。

根室外二郡水産組合(組長柳田豊)から道庁への寄付採納願は受理されて、早速道庁第一部から4月26日付、その目録を添えて、受領命令がだされた。古沢技

手は目録と対照し、下記物件を受領した旨を水産試験場長代理佐々茂雄技手に報告した。

記

(第3集に記載した建物施設は省略)

シュワンプト

本川採卵場	建具付木造桁葺	17.25坪
物置	草屋	15坪
浴室	木造桁葺	1.5坪

ポンベツ

支川採卵場	草屋	12.5坪
物置	〃	3.25坪
物品		
孵化槽		156箇
孵化枠		470箇
孵化盆		5,378枚
受卵器		79枚
その他器具		

当時の郵便局は標茶にあり、孵化場への配達度数は従前まで、夏期(5月~11月)は月15回、冬期(12月~4月)は月6回、それも配達はすべて旧土人の手によって行なわれていた。これも本年からは官営孵化場となった理由もあって、夏期15回、冬期10回に増加した。(支場となつて大正10年からは毎日配達となつた)

当時孵化場に訪れる人たちといえば、この郵便配のメノコか、コタンの酋長や、腕に自慢の旧土人が銃殺した熊の肉を進呈にきたり、アイヌが馬見廻りがたがた遊びに顔をだす位のものであった。

稚魚の放流も終り、孵化器やその他の

跡整理をした後は、8月の事業着手まで、構内の整理が主な仕事であり、また、孵化場から4里東方にある養老牛温泉に行くことも楽しみの一つであった。4月1日付の日誌に「白糠土人など温泉場付近にて熊銃殺の由」とあり、また、4月16日には「伊藤氏(政治技術員のこと)西別弓治(アイヌ)を道案内として、当場を去る4里の温泉場へ湯治に行き緑川(清祐のこと)も行きたり」と記されている。

(緑川氏は翌日帰り伊藤氏は27日帰場している。この養老牛温泉のことについて中標津町史編さん委員会では、大正5年8月、西村武重氏によって始めて発見されたとしており、この地は同氏の頭字を採り西竹地区と呼称している。本資料と相違する点があるが詳細は標津川の編集の際に述べる。)

5月14日には藤井頭氏(以前根室漁業組合に勤務、明治32年千歳孵化場に赴任し、39年同場主任)が事務打合せに来場し、25日春別を経て根室へ行った。

こうしているうちに新任主任の赴任が近くなり官舎の都合もあって古沢技手は家族を根室へ移住させなければならなくなった。これは転地療養という名目で、6月4日家族や見廻り品を馬6頭に乘せ、春別経由根室へ行き、23日には単身帰場した。交通機関がなく、もっぱら駄馬によらなければならなかった当時の移転は容易なものでなかったことがうかがわれる。

かくしているうちに、主任技手山下平

造氏は6月10日高島本場から着任、翌11日には伊藤技術員とともに金田源八（アイヌ）を同行して、シュワンプト、ポンベツの採卵場を巡視し、13日には虹別弓治（アイヌ）を案内人として再び標茶を經由して一旦札幌に帰り、8月13日には家族（妻）とともに着任した。

同氏のことについて後年伊藤鶴松氏が語ったところによれば、温厚篤実な一年志願の曹長で、音楽趣味が広くヴァイオリンを特に好んで弾いたといわれる、明治44年3月免官。

山下主任不在中の6月20日には森脇技師が視察に来場し伊藤技術員が随員、採卵場を巡視し24日には土井三郎（アイヌ）を案内として標津孵化場を經由羅臼孵化場にも廻ったようである。森脇技師は山口県の人で千歳分場主任として赴任したばかり。

8月14日には技術員森運吉氏が赴任した。同氏は39年千歳に着任、この西別分場に転任したものである。8月に入って早々鱒の捕獲採卵が始められ、山下主任を始め、古沢技手、伊藤技術員、森技術員と交代で採卵に趣いている。9月10日の日誌に森技術員が始めて♀♂の記号が使用されている。組合経営時代には総べて雌雄で書かれていたが、試験場となり始めて使用された記号である。この記号は間もなく使用されなくなり、再び昭和年代に入って使用されるようになり、現在では一般に使用されている。

この記号については従来からいろいろ調べたが仲々判らなかつた。昭和33年に

「鮭・鱒の寄生虫調査」のため根室地方へ来訪された横浜大学の福井玉夫教授にお聞きしたところによれば、♀は天文学の金星を表わし、ギリシャ神話の愛と美の女神ヴィーナス Venus からとつたもので、♂は火星を表わし、勇士マース Mars に由来したものであるといわれる。

10月8日には本場長代理佐々茂雄氏が来場視察、11日には根室へ向つた。同氏は明治38年夏、軍用罐詰製造監督のため根室地方に出張しており、根室町に滞在中、小池仁郎氏が町有志として面接し以後同氏との交誼が結ばれた。

かくして本格的な試験場経営の第一歩が踏み出されたのである。

2. 親魚の私下売却契約

組合経営時代鱒親魚の捕獲は例年8月1日から開始する。これに先立って7月15日前後に標茶でその売却契約をするのであるが、最少捕獲予想数を1千尾と見做し、この1千尾分について1本当りの単価見積りによって随意契約を行ない、それ以上の捕獲魚に対しては総べて1本当り1銭とした。明治35年から39年までの売却状況は次のとおり。

鱒親魚の売却

明治35年度 3,604本 最初の1千本は1本当り5銭5厘、他は1本当り1銭
 明治36年度 7,211本 最初の1千本は1本当り3銭4厘、他は1本当り1銭
 明治37年度 3,445本 最初の1千本は1本当り4銭7厘、他は1本当り1銭

明治38年度 4,105本 最初の1千本は1本当り6銭5厘5毛, 他は1本当り1銭

明治39年度 5,867本 最初の1千本は1本当り6銭5厘5毛, 他は1本当り1銭

間もなく鱒親魚の捕獲が始まるようになり, 古沢技手の伺いに基づき, 道庁第三部水産係は取敢ず同技手を現金出納員に命じ次の方法によることを指示した。

(山下主任着任により出納員は同氏と交替)

鱒親魚売却方法並ニ現金取扱手続

一, 例年根室水産組合ニオイテ払下タル価格ハ最初売千尾マデト巻千尾以上ニ達シタル場合トヲ区分シタル由右方法ニテ差支ナキモ可成高価ヲ以テ売却方取計フベキコト

タダシ魚類ハ大小老幼ヲ問ハズ総テノ一尾ノ平均価格ヲ定メ払下グベシ

二, 売却代金ハ日々親魚引渡ノ際徴収スベシ

三, 親魚引渡ノ際ハ別紙雛形ノ通り現金領収原符ニ記入ノ上領収原符ハコレヲ留置キ領収証書ヲ払受人ニ交付シ同時ニ通知書ヲ当庁ヘ送付スベシ

但シ当庁ヘノ通知書ハ五日乃至七日間位ノ分ヲ取纏メ同時ニ送付スルモ差支ナシ

四, 右徴収金ハ月末ニオイテ取纏メ別紙現金払込書ニ現金ヲ添ヘ札幌北海道本金庫ニ払込ムベシ

タダシ徴収金多額ニ達シタル場合ハ必ズシモ月末ニ限ラズ適宜取纏メ払込ヲ要スルモ少額ナル月ハ月末マデノ分取纏メ送金スルモ差支ナシ

五, 別紙三号様式ニヨリ毎月現金払込仕

訳書ヲ作製シ当庁ヘ提出スベキコト
(別紙様式略)

明治40年7月28日標茶において希望者3名により入札の結果, 従前の1千尾とそれ以上に区分せず, 1尾平均2銭で, 標茶気仙福太郎が落札した。

鮭親魚の売却

根室外二郡水産組合経営時代の鮭親魚の売却方法は次のとおり。

記

一, ソノ年捕獲鮭ハ売却ノ趣根室地方ハ根室新聞ニ広告シ標茶方面ハモットモ人目ニ触レ易キ要ナル場所ニ張札広告ヲナシタル事

一, 前記広告ハ概シテ八月一日ヨリ始メ八月十五日(ソノ年ニヨリ多少相違アルモ大差ナシ)ニ入札セシメ開札ヲナシタル事

一, 入札証拠金ハ八拾円契約保証金ハ壹百七拾円ヲ徴収セシ事

かくして明治40年(1907)9月10日標茶において入札の結果川上郡屈斜路村黒滝初太郎に1尾15銭5厘で落札した。しかしこれは1月31日まで約1万尾の見込みとしたのであるが, この年湖上親魚は意外に多く, 2月に入っても捕獲される状況で契約人は, 搬出不能の理由で受取らず, そのため2月以降の分については止むを得ず1尾5銭で付近土人食料用に払下げした。

この売却方法は2・3年続いたが, 後には親魚捕獲は根室外四郡水産組合の代行するところとなり, 払下も一任されるようになった。

3. 事業概況中間報告

山下主任は着任数カ月後の10月30日に次のような報告を発表している。

事業状況報告 自明治40年4月
至明治40年拾月

水産試験場西別分場

一、鱒親魚捕獲採卵

本年度鱒ノ遡上ハスコブル好況ニシテ捕獲総数壹万千百五拾壹尾ニ達シコレヨリ親魚雌雄計四千七百七拾八尾ヲ得テ採取セル卵数五百拾万八千粒ニ達ス実ニ當場開設以来ノ員数ニシテコレヲ最近数年間ノ成績ニ徴スルニ捕獲数ニオイテ約二倍採卵数ニオイテ約五倍ノ員数ナリトス

二、鮭親魚捕獲採卵

鮭ノ溯上ハ未ダ初期ニ属シソノ遡上ノ状況ヲ論ズルハ早計ニ失ス本日マデ捕獲セルモノ三千余尾ニシテ採取セル卵数二百余万ニ達ス

三、孵化成績

孵化器ハ例年ノモノヲソノ儘使用シソノ老廃ハナハダシク水源、沈澱池、水樋ハ悉ク腐朽シ孵化槽漏水シ孵化盆取卵ハホトンド卵子ノ収容ニ堪ヘザルモ幸ニ今日マデ何等ノ変状ナク順次孵出シツツアリシカレドモ孵化成績ノ不良ナル事能ハザルハ勿論ナリ

四、稚魚放流

鮭稚魚ヲ放養ス可キ養魚池ハ去ル三十七年組合時代ニオイテ造築セルモノ未ダハナハダシク破損ナリソノ儘使用スル事ヲ得レドモ鱒養魚池ハ水門全ク崩壊シ古板葺席ノ類ヲ以テ辛フジテ堰水シ稚魚ヲ放出シツツアリコレラ鮭鱒養魚池ニハ日覆板ナクマタ網戸ノ設備ナシユエニ稚魚ハ放出ニ任セ所要ノ時間養魚池ニ飼育スル事ハ不能ナリ

五、場員

場員現在ハ主任技手以下四名ニシテ属舎ナキタメソレ以上ヲ収容スル事能ハズ採卵ニ出張セルモノハ留守宅ヲ襲用シマター方ハ物置ノ一部ニ修繕ヲ加ヘテ偶居セシメ二名ノ定夫ヲ収容セントノ準備中ナリ元来当所ニオイテハ採卵場ノ増築ヲ始メトシ捕魚夫並ビニ密漁監守ヲ増加シ普ク親魚ヲ捕獲シ採卵ニ努ムルトキハ鮭鱒各々一千万粒ヲ採取スル事ヲ得ベシナルニコレヲ収容ス可キ孵化場ニオイテ僅カニ六名ノ人員ヲ収容スルノ属舎ダニナシ爾後當場ノ事業ヲ拡張センニハ先ヅ場員ヲ容ル可キ属舎ヲ建設スルヲ以テ創トス

六、試験

試験場ノ性質トシテハ事業ノ改良発達ヲ計ルタメナンラノ趣味モナキモノナリ當場ニオイテハ試験ニ使用スル物品ノ設備全クナシユエニ一朝標本ヲ採取セント慾スルモ使用スベキ薬品ソノ他液量器ノ如キ悉無ナリマタ成績表ヲ作成セントスルモコレニ要スル製図器械ソノ他用紙絵具ノ如キマタ悉無ナリコレラノ設備ハ試験場トシテ備付ル事ハ目下ノ急務ナリ

七、傭人

捕魚夫ソノ他ノ傭人ハ交通不便ナルガタメ誠ニ得難シ換言スレバ高価ナリ剩ヘ軍事補充部ノ漸次建設セラルタメコレニ対シキハメテ小規模ナル試験場ハ蓋シ苦痛ヲ感ジツツアリ幸ニ数名ノ土人ヲ慣習上使役シ得ルハ全ク當場ノ賜ナリ蓋シ来年度ニオイテハコレラ土人モ勢ヒ地方ニ買取セラルルノ憂アリ

4. 場員

明治41年、技術員山本勝見氏が千歳分場から転任、明治40年には乙部捨松、大貫留松の両氏、明治43年には伊藤鶴松氏

が人夫として雇用された。次に略歴を記す。

山本勝見 明治21年青森県八戸町に生まれ明治38年9月道庁第三部勤務、39年11月技術員となり千歳分場勤務、明治41年5月虹別分場43年道庁技手となり大正3年ころまで同場に勤務した。後官界を辞し択捉島のウルモベツ紅鱒孵化場、根室外四郡水産組合 奔別孵化場、紋別水産組合の湧別孵化場に勤務し後業種商および孵化器製造の家業に従事、昭和11年10月永眠した。

乙部捨松 明治元年生まれ、明治40年8月人夫として採用され(日給60銭)大正11年病氣退職、同年12月8日逝去

大貫留松 元治元年栃木県に生まれ、後標津町に移住したが明治40年10月17日臨時人夫として採用になり同月23日単身赴任の途についたが道に迷い一旦引返し26日にやっと分場に辿りついた。以後大正12年5月老衰して職に耐えなくなるまで勤務した。

伊藤鶴松 明治25年生まれ、同43年8月人夫として採用になり昭和18年孵化技手となり、昭和21年退職し家事農業に従事していたが昭和 年逝去した。

5. 分場時代の諸事

(1) 親魚の捕獲

移管された初年度は従来の方法で実施したが41年度には支流ポンベツ川の川口を遮断し親魚の遡上を阻止し、専らシュワンプトで捕獲を行った。これと同時に従来に袋網による魚場方法を改め魚道をつけて、直接親魚が生簀に入るようにして労力を削減した。

(2) 日覆板の使用

組合時代から養魚池に日覆板の設備が

なく、稚魚のへい死は約2割もあった事から明治41年40坪の日覆板を製し、順次に使用した結果へい死する稚魚はきはじめて僅少になった。

(3) 根室外四郡水産組合の設立

明治34年(1901)10月14日根室漁業組合失火焼失のため同36年根室外二郡水産組合と改称し、同41年7月事務所を根室本町に移転するとともに、根室外一郡昆布水産組合、標津外二カ村水産組合と合併し、明治42年11月25日根室外四郡水産組合と改称した。(同年5月9日標津孵化場が山火によって施設一切を焼失したことも一因といわれる)組長に小池仁郎氏が推され、根室地方の民設孵化場は総べてこの組合の経営となり、試験場の指導と監督を受けることになった。

(4) 河川曳網漁業の休止

明治44年(1911)根室外四郡水産組合(組長小池仁郎)は西別川鮭鱒繁殖保護のため、曳網漁業者を説得して相当の報償金を支給して5カ年の休業をさせた。

明治42年から44年までの各漁場収獲高は次のとおり。

鱒河川曳網(石)

漁場位置	1909	1910	1911
西別村字西別川2番地	210	40	140

鱒沿岸建網

西別村字西別川2番地	70	20	0
〃 ルチャル2番地	75	30	80
〃 走古丹8番地	90	28	40
〃 〃 6番地	66	15	45
〃 〃 4番地3号	85	20	35
〃 〃 1番地	83	25	30
西別村字伏古遠太9番地	70	15	40
〃 〃 5番の1号	80	20	20
〃 〃 1番の3号	90	18	50

ク	字遠太3番地	8	0	0
別海村字	別海2番地	0	10	30
ク	ク3番地	70	0	0
ク	西丸別2番地	83	6	30
平糸村字	平糸1番の2号	50	3	40
ク	バラサン	50	4	25
ク	ヒラ2番の1号	40	5	20
ク	大間別2番地	0	0	0
クトリサンケベツ	1番地	0	0	0
ク	床丹番外地	25	4	0
合	計	1035	223	485

鮭河川曳網

西別村字	西別川1番地	13	105	0
ク	ク2番地	7	65	0
ク	西別2番地	0	50	45
別海村字	西別川2番地	7	30	0
ク	ク3番地	6	30	0
合	計	33	280	45

鮭沿岸建網

西別村字	西別2番地	3	10	66
ク	ク1番地	0	0	0
ク	ルチャル4番地	5	43	90
走古丹字	ハシリコタン8番地	0	31	29
ク	ク7番地	7	0	0
ク	ク6番地	3	0	17
走古丹字	ハシリコタン4番地	0	30	16
ク	ク2番地	0	0	0
ク	ク1番地	0	0	59
ク	伏古遠太11番地	4	0	0
ク	ク10番地	0	0	0
ク	ク5番の1号	3	0	0
ク	ク2番地	0	0	0
ク	ク1番の3号	0	0	0
別海村字	別海1番地	10	40	77
ク	ク3番地	0	0	0
ク	西丸別1番地	5	45	85
ク	ク2番地	0	0	0
平糸村字	平糸1番の2号	0	0	0

ク	ク1番地	2	0	0
ク	ハラサン1番地	2	0	19
ク	ク2番地	0	0	0
ク	ヒラ1番地	5	0	16
ク	大間別2番地	0	0	0
クトリサンケベツ	1番地	0	0	0
ク	ク4番地	0	0	0
ク	床丹番外地	4	0	10
合	計	53	199	484

6. 西別分場から西別支場へ

明治33年(1900)北海道庁長官園田安賢は拓殖10年計画を樹立して国費と地方費を分離し、拓殖事業と地方費事業を併行させることとし、農事水産試験場などは従来国庫へ収入された地方費の分を以て行なうこととした。しかし明治37・8年(1904~1905)の戦争などによって初期の成果を得られず9カ年を以て終了した明治43年(1910)にはさらに15年の継続計画が議決され従来の地方費を廃し国費支弁の拓殖費を以て実施することとなり、水産試験も産業費から充当され、この計画も最終的にはさらに2年を延長し、大正15年(1926)に終了した。

かくして従来の分場は国費投入による機構改革が行なわれ、明治43年(1910)には支場となり第1次拓殖計画の終了した大正15年(1926)までこの形態で経営が続けられたのである。

明治43年4月1日から従来の西別分場は西別支場となり、主任山下技手は休職となり(理由不明)古沢技手は明治45年4月6日付で千歳に転勤を命ぜられた。(同氏はこの時赴任したかどうか判らないが、間もなく根室外四郡水産組合の書記になった)

明治45年4月中旬に新たに支場主任

として内海重左衛門氏が赴任した。(同氏は小池仁郎氏とともに根室地方鮭鱒孵化事業の隆盛と発展のために尽力された人で、昭和3年まで20有余年在職し行政的手腕により幾多改良発展を図った人で後日小池仁郎氏とともに小伝として纏める予定)

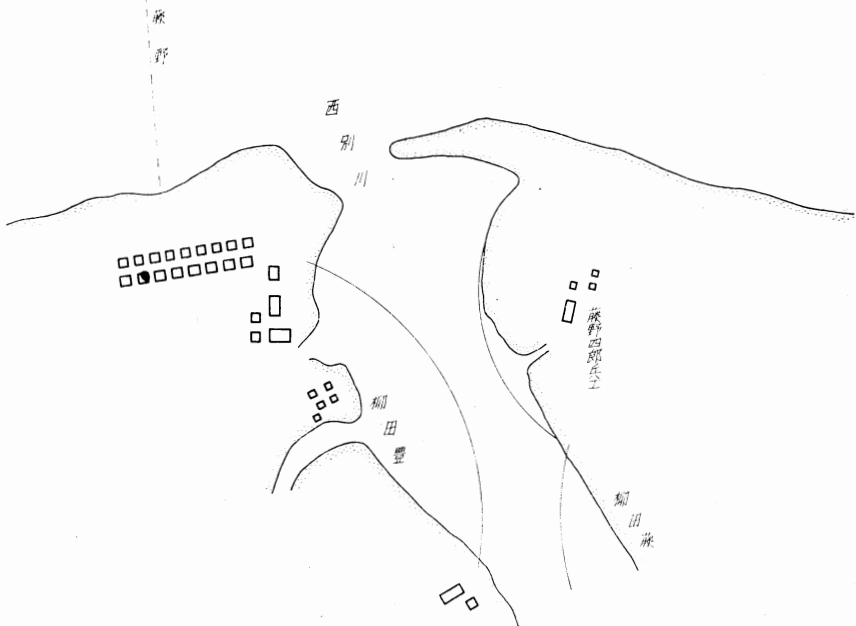
明治45年7月30日午後10時38分明治天皇崩御以後大正年代となった。

7. 諸施設の改善

西別支場となってから、より一層事業の開発に努力し、あるいは事業施行上密接な関係にある諸器具の改良に苦心し、孵化器などの従来アスファルト塗りを悉

くウルシ塗りに改め、孵化盆用網を真鍮製とし、日覆板を修繕整備し、鱒養魚池を新設し、不完全な水閘部池底を叩きとした。その他事業用ならびに試験用器具器械は大概整備された。一方事業の拡張に伴って属舎その他の増設工事を行ない、44年4月2号官舎11坪新築、44年11月附属採卵場浴室2坪新設、大正3年11月2号官舎5坪増築、大正3年12月製作室、廊下新築、大正5年11月甲号水源池40坪5号改修、大正5年12月1号官舎物置6坪新築、大正6年鮭養魚池81坪増設など、かくして大正15年現在施設は次のとおり。

西別川漁場図



名 称	数 量 坪	金 額 円	摘 要
敷 地	149,789.725	1,496,789	明治43年10月及び大正10年8月官有地第3種に編入
堤防敷地	8,372.000	-	
庁舎	29.250	4,336,440	木造亜鉛葺平家大正14.3.9新築
板倉	30.000	2,285,730	〃
倉庫	10.000	80,000	大正14.6.16古材建築,この他15坪大正14.3.9建築計25坪
物置	20.000	2,439,850	木造亜鉛葺平家大正14.3.9新築
孵化室	110.000	6,553,800	木造葺葺大正8.7.2改築82.5坪27.5坪大正9.2.10組合寄附
製作室	11.700	501,350	木造葺葺明治29.5建築.大正12.10改築
浴室	3.000	6,000	木造葺葺明治24.5建築
甲水源池覆	40.580	343,000	木造葺葺大正5.12新築
乙水源地覆	22.500	517,390	木造亜鉛葺大正14.3.9建築
1号土橋	1	216,500	長9間 幅2間 大正9.11.24改設
2号土橋	1	221,300	長10間 幅2間 大正9年11.2改設
3号板橋	1	18,000	長2間 幅2間 明治37.10架設
4号土橋	1	30,000	長7間 幅9尺 大正3年12.1改設
5号土橋	1	73,884	長8間 幅9尺 大正2年12.16改設
棧橋	1	205,830	大正9.11.24改設
鮭鱒試験池	80.000	160,000	大正11.11建設
鱒池	193.000	386,000	組合より寄附
鮭1号池	55.500	166,500	〃
鮭2号池	55.500	166,500	〃
鮭3号池	55.500	166,500	〃
鮭4号池	55.500	166,500	〃
鮭5号池	55.500	166,500	〃
鮭6号池	55.500	166,500	〃
鮭7号池	55.500	166,500	〃
鮭8号池	55.500	166,500	〃
導水溝	135.300	1,808,850	同 上
放水溝	65.000	292,500	同 上
埋樋	18.300	18,500	大正5.8建設
導水樋	19.300	152,960	大正8.7建設
門柱	1	3	大正6.8建設
1号官舎	26.500	829,125	木造葺葺平家明治41.10新築
物置	6.000	59,500	〃 大正5.12.10建築
2号官舎	16.000	765,980	〃 明治44.4新築
差掛物置	8.000	24,000	大正3.12建設
3号官舎	9.750	34,120	木造葺葺平家明治27.8新築
差掛物置	2.250	5,000	大正3.10建設

失日費ヨ明
シ事ニリ治
不務献地四
明室納方十
倒大費三
壞正二年
二十移根
ヨ三リ室
リ年サ水
書五ラ産
類月ニ組
紛十国合

シュワンプト採卵場

敷地	132,331.975	1,323.310	明治43.10及び大正10.8.23官有地第2種編入
堤防敷地	9,664.000		
採卵場	20.000	888.040	木造証葺平家明治42.8.22建築
浴室	2.000	50.000	明治44.11改築
倉庫	8.000	80.000	明治29.3建築 大正6.10.1移築
門柱	1	3.000	大正6.8建設
1号土橋	1	36.000	長8間 幅9尺 建設不明
2号土橋	1	15.000	長2間 幅9尺 〃
3号土橋	1	55.000	長12間 幅9尺 〃

8. 密漁取締

西別支場時代の大きな功績は民設孵化場の指導、すなわち根室外四郡水産組合（組長小池仁郎）が薫別川、伊茶仁川、奔別川、当幌川、風蓮川などに続々と孵化場新設を行なったのであるが、組合の設立意欲はもちろん採算を無視したもので組合役員中にも危惧のために職を辞すものも出るほどであったが、西別支場職員の指導と詳細な現地調査の賜であったことも特筆すべきことであろう。（根室地区以外にも釧路、白糠および遠く国後、択捉にもその指導が行なわれた）

また鮭鱒増殖事業のためにゆるがせにできない第一段階として重要なものが密漁取締である。

明治後期ころからまず彼らの先決問題となったのは食料確保であり、当然、河川に溯上する鮭鱒親魚の不法漁獲となつて現われ、増殖用親魚の減少となった。加えて明治40年西別川孵化事業が官庁の経営となるとともに密漁取締業務も組合の手を離れて官庁経営となり、事業実施上に大きな支障となつたのであるが、根室外四郡水産組合設立とともに再び組合の経営となった。組合の積極的な増殖意欲は、西別川親魚捕獲事業実施援助と

もに進められたが多大な経費負担となり、せめて密漁取締だけでも、官庁経営で実施の請願を行なつたが、支場主任内海技手は、場員の手不足や経費点からこれを許容せず、このため同組合では、毎年請願巡査を配し、さらに随行員としての監守人を雇用配置して密漁取締の一切を担当し継続実施した。

別海村在住の土谷旗八郎氏は当時の模様について、西別川の鮭は日本一の定評あり、これが保護繁殖策として、根室漁業組合において10年前より西別川7番地8番地の漁場を買受け虹別において孵化場を設置し繁殖を計りつつあるが、これと反対に年々鮭の収穫が減少することはこれ如何に密漁取締を励行せざるかはたとえば富豪の低能児をして大学校に入学勉勞せしめると同じだ。これが覚醒せざるは徒らに多大の失費を要するばかりで何等効果を挙ぐることは能はず、村民一般も自覚せなければ目的を遂行することは至難だ。云々、と述べている。

例年8月から捕獲装置撤去後の2月、3月までを取締期間とし、人工孵化用親魚はもちろん、天然繁殖のための親魚についても厳重な取締を行なつた。

その取締の状況について人員配置は次

のとおり。

(西別支場から根室外四郡水産組合に示した取締区域は別図のとおり)

(大正1年) 8月20日~12月20日

第1区, 第2区

看守人 守谷三弥

臨時看守人 川上仙太郎, 川上重太郎
(丸木舟により巡回)

不 明

(大正4年度)

西別川川口 請願巡査 1名

看守人 鈴木猪太, 望月秀二

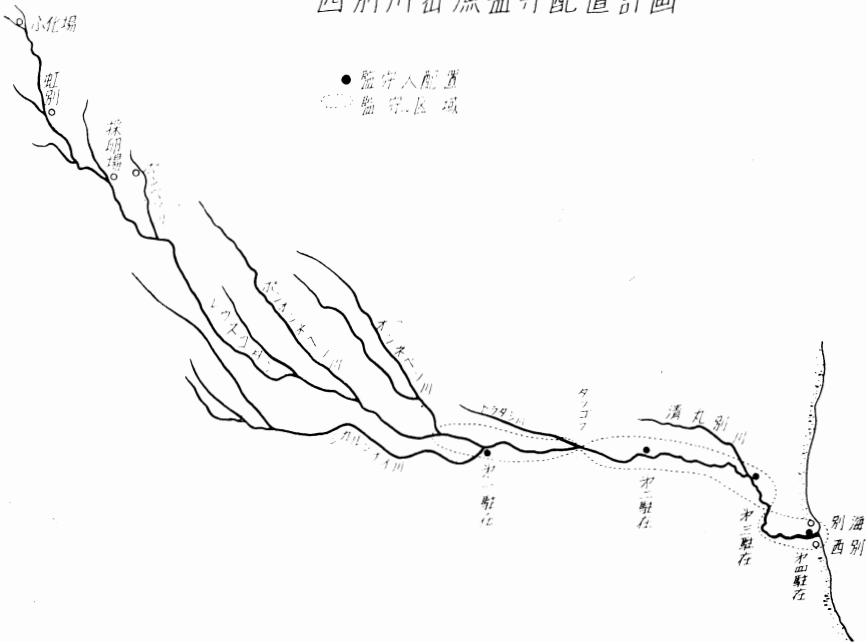
植民地 看守人 伊藤 徹, 伊勢豊作

(大正5年度)

不 明

(大正6年度)

西別川密漁監守配置計画



第3区, 第4区

請願巡査 清水五郎次

囑託看守 鈴木猪太, 松原久吉

(請願巡査は全区に随時出張取締)

(大正2年度)

区域, 人員の詳細は判らないが, 看守人は3名

鈴木猪太, 松原久吉, 日野道義

(大正3年度)

別 海 請願巡査 阿部吉之助

18 線 看守人 中山 茂市

32 線 請願巡査 大嶋 佐治

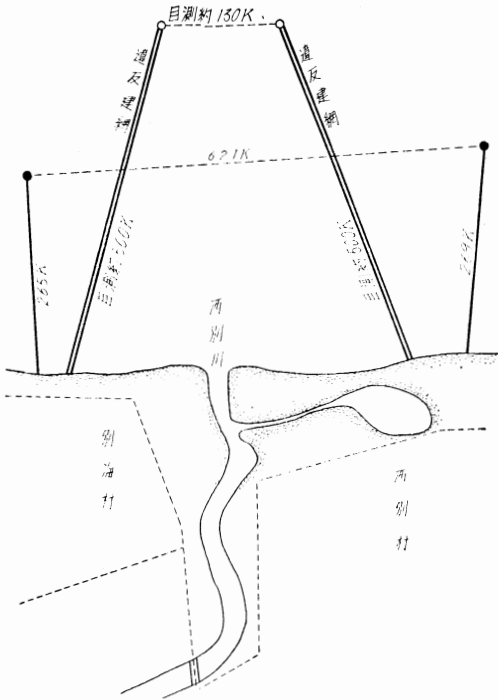
看守人 外崎 民弥

(大正7年度)

別 海 請願巡査 三品鉄之助
付 属 員 大橋 清七

18 線 請願巡査 石川 三郎

監 守 池田 力造



32 線 請願巡查 村田 恒七
 付 属 員 古川 西松
 (大正8年度)

別 海 (川口) 請願巡查 粟原 登
 看 守 人 古川 西松

18 線 請願巡查 石川 哲
 看 守 人 堀尾利一郎

32 線 請願巡查 和田 豊作
 看 守 人 小池 直助

シカルナイ上流 " 榛 孝太郎
 採卵場付近 密漁取締人 上平 八郎
 (大正9年度) 9月1日~1月25日

別 海 (川口) 請願巡查 成田善太郎
 監 守 人 古川 西松
 別海囁託監守人 宮下 良吉
 西別 " 鈴木 猪太

植民地18線 請願巡查 野口 秀男

監 守 人 高橋菊太郎
 " 32線 請願巡查 鈴木 彦治
 監 守 人 大塚 定吉
 シカルナイ上流監守人 榛 孝太郎
 (3月31日まで)
 監守取締人 上平 八郎
 (大正10年度)

別 海 請願巡查 村田 恒七
 付 属 監 守 人 古川 西松

植民18線 請願巡查 大嶋 佐吉
 付 属 監 守 人 寺田 福幹
 " 32線 請願巡查 佐々木新三郎
 付 属 監 守 人 秋本 梅吉
 (大正11年度)

別 海 請願巡查 瀬谷 隆作
 付 属 監 守 人 古川 西松

18線駐在所 請願巡查 足立 金俊
 付 属 監 守 人 佐々木三五郎
 (大久保明)

32 線 請願巡查 佐々木新三郎
 付 属 監 守 人 寺田 福幹

シカルナイ40線駐在所
 監 守 人 秋本 梅吉
 " 大久保 明

上シカルナイ " 佐藤益太郎
 (大久保明)

(大正12年度)

別 海 請願巡查 千葉 島
 監 守 人 古川 西松

18 線 請願巡查 橘 長二
 監 守 人 福江 誠二
 (秋本梅吉)

32 線 請願巡查 佐々木新三郎
 監 守 人 村田鶴太郎
 (小林克治)

40 線 監 守 人 秋本 梅吉
 (福江誠二)

上シカルナイ ” 中本金一郎
 ” 寺田 福幹
 (村田鶴太郎)
 西別川河中曳網場は組合において所有

者に対し、自主的に休業をさせたのであるが、建網特に河口ではしばしば違反があったようで大正4年(1915)川口両岸定置の違反を矯正したこともあった。

米国における水質資源基準について

1. 法令、行政

米国における水質保全行政は1956年に制定されたもっとも新しい水質保全法(Federal Water Pollution Control Act)によって厚生文部省、公衆衛生局が運営しており、各州では、州の水質保全条令および他の関係条令によって衛生部または水質保全委員会などが行政の運用を担当している。

(従来との関係法律)

Rivers and Harbors Act (河川および港湾法) 1899年

Oil Pollution Act (石油汚濁防止法) 1924年

Publio Health Service Act (公衆衛生法) 1912年

Water Pollution Control Act (旧水質保全法) 1949年

2. 水質基準の分類

各州において現在設定されているか、または設定することを法令に明記した水質基準は大別して次の3者である。

○流水 New York州等27州

○放流水基準 New Jersey州等4州

○両者併用 Maryland州等6州

他の13州は水質基準の設定を考慮してい

ない。この他にカナダとの国際合同委員会(1909年発足) Ohio 河関係各州合同委員会のような各州合同委員会があり、それぞれ水質基準を設定している。

3. 水質基準の表示の内容

流水基準 { 水域の汚濁の限界値または制限値を示すもの、New York州 Maryland州など水域のもつ稀釈混合条件を示すもの、Washington州, Virginia州など

放流水基準 { 排水の汚濁の限界値または制限値を示すもの、New Jersey州, Delaware河委員会など、汚濁物質の除去率または処理効率を示すもの、Pennsylvania州, Ohio河委員会など

4. 水質基準の標示の形式

歴史的にみると水質基準の標示の形式は、正確に解りやすく、また定量的に標示されるような方向に進んで来ているが現在でも、例えば『いちじるしい浮遊物質、油かす、油、グリースその他の油性物質があつてはならない』(Mississippi州, New Jersey州など)というような曖昧な記述をしたものもあり、そのため最終の解釈は行政機関もしくは裁判所の判断